（法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項）

第十九条の二の六　法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地である場合にあつては第一号から第三号まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物である場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。

一～四　（略）

五　当該信託財産である建物（昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。）が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容

イ　（略）

ロ　建築士

ハ・ニ　（略）

六・七　（略）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項）

第十九条の二の六　法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用される法第三十五条第三項第七号の国土交通省令で定める事項は、当該信託財産が宅地である場合にあつては第一号から第三号まで及び第七号に掲げるもの、当該信託財産が建物である場合にあつては第一号から第七号までに掲げるものとする。

［一～四　同上］

五　当該信託財産である建物（昭和五十六年六月一日以降に新築の工事に着手したものを除く。）が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて次に掲げる者が行う耐震診断を受けたものであるときは、その内容

イ　［同上］

ロ　建築士法第二条第一項に規定する建築士

［ハ・ニ　同上］

［六・七　同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則別記様式第二十二号は、平成二十九年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

○防衛省令第三号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日　　防衛大臣　稲田　朋美

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二㈡イの表を次のように改める。

イ　儀じよう隊の隊員の服制

冬服上衣	地質	紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	襟	詰襟とし、左右に金色の台地に金色の桜星の金属製の襟章をつける。
	肩章	着脱できるように外側の端をそで付に通し、襟側を金色のボタン一個で留める。肩章飾りを縫い付ける。
	前面	中央に金色のボタン七個を一行につける。胸部の左側に一個ポケットをつける。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
	製式	後面　すそをさかない。
		そで　長そでとする。右そでの上部に黒色で金色に縁をとつた布製台地に金色の桜星の飾章をつける。両そでの下部に二条（幹部自衛官及び准陸尉）又は一条（幹部自衛官及び准陸尉以外の自衛官）の平織又はしま織赤線の飾線をつける。
		その他　ボタンは、桜星及び桜葉の浮き彫りを施したものとする。
		形状及び寸法は、図のとおりとする。
冬服ズボン	地質	紺色又は白色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	長ズボンとし、両わきの縫目の両側に平織赤線の側線各一条をつける。胴回りに六個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
夏服上衣	地質	白色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	冬服上衣と同じとする。